
第84回接続料研究会の追加質問に対する回答

2024年5月20日
株式会社NTTドコモ

モバイル接続料の検証関係（酒井構成員）

MVNOも冗長構成を利用可能とのことだが、(1)MNOネットワーク内の冗長構成をMVNOが利用できるかという話と、(2)MNOとMVNO間のPOIを冗長化できるかという話の二つの話があると思われる。この点、

- (1) MNOネットワーク内の冗長構成をMVNOが利用するに当たり、MVNOは何らかの手続きが必要なのか。
それとも、MVNOによる特段の手続きは必要なく、自動的にMVNOはMNOのネットワーク内の冗長構成を利用できているのか。

回答

- 当社ネットワーク内の利用について、当社とMVNOとの間の差分はありません。
- したがって、特段の手続きは必要なく、MVNOは当社ネットワーク内の冗長構成を利用可能です。

モバイル接続料の検証関係（酒井構成員）

- (2) POIの冗長化について、貴社においては、MVNOが希望する場合には少なくとも同一拠点における回線の二重化については、実現できるという理解でよい。その場合、貴社においては、貴社ネットワーク側の費用について、MVNOに対し冗長回線分の帯域の課金は行わないとのことだが、MVNO側では、冗長回線用にPOIまでの伝送路等を追加的に用意する費用が必要になるという理解でよい。

回答

- 当社は、MVNOとの間のPOIは、冗長化することを基本としております。
- したがって、当社と契約のあるMVNOにおいては、同一拠点におけるPOIの二重化は可能であり、その上で稼働帯域に係る回線容量単位接続料のみで冗長系帯域を利用することが可能です。
- なお、MVNOが同一拠点における回線の二重化を行うにあたり、MVNO側では回線の二重化に係る伝送路等の費用が必要です。